

エコショップ認定制度

エコショップ認定制度とは、環境にやさしい商品販売やゴミの減量化リサイクルに取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定する制度です。対象となるのは次のいずれかの取組みを実施している百貨店や大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等すべての小売店舗です。要綱は県内共通で、県・全市町村が行っており、石岡市では10店舗を認定しています。

平成30年度は、エコショップの取組を強化するため、登録されていない店舗を対象に啓発を行っていきます。

★対象となる取組み内容

1. 環境にやさしい商品の積極的な販売
(エコマーク商品、再生品、リターナブル容器入商品等)
2. 環境にやさしい商品コーナーの設置
3. 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
4. レジ袋の削減のための買い物かご等持参の促進
5. 取扱い商品の修理等の実施
6. 広告チラシ等への再生紙の使用
7. 空き缶の店頭回収の実施
8. 空きビンの店頭回収の実施
9. 紙パック容器の店頭回収の実施
10. トレイの店頭回収の実施
11. PETボトルの店頭回収の実施
12. その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施